



1. 業務報酬

業務報酬とは、受託行政書士たる代々木国際行政書士事務所(以下、「弊所」という)に支払う受託業務の遂行に対する報酬部分を言い、以下の実費相当分を除きます。

実費相当分はお客様のご負担となり、弊所が立て替えた部分については、業務完了時に業務報酬とは別途に請求させていただきます。

- ・ 行政機関に対する実費支払い（各種申請手数料、登録免許税、定款認証の収入印紙代等）
- ・ 弊所以外の専門家（宅地建物取引業者、司法書士等）に対する報酬
- ・ 受託行政書士が業務遂行に当たって負担した交通費、出張費

なお、弊所の報酬は全て消費税込みの金額となっております。

2. 基本報酬と加算報酬

標準業務基準により定義される基本料金表に基づく報酬に、報酬加算基準に定義される報酬を加算したものが弊所からお客様に請求する報酬金額となります。

3. 着手金

弊所では、業務開始前に業務委託契約をお客様と取り交わす前に、基本報酬と加算報酬を加えた総報酬のお見積りをさせていただきます。お客様から業務委託契約締結時に総報酬の20%を着手金としてお預かりさせていただきます。

4. 報酬の支払い

宅建業の免許が交付された日から起算して7日以内にお客様から弊所に総報酬のうち80%をお支払いいただきます。契約当初にお預かりした着手金は、宅建業の免許が交付された日において、報酬に充当させていただくこととなります。

5. 虚偽申告の場合の責任

弊所では法令順守の精神のもと一切の虚偽の申請を受け付けておりません。万が一、お客様ご自身の虚偽の申告に基づき、弊所が認知できないまま宅地建物取引業法その他法令上の違反となった場合においては、弊所から損害賠償を請求させていただきますのでご注意ください。

6. 免許不交付となった場合の取扱い

弊所は免許取得のために誠実に業務を遂行することをお約束いたしますが、万が一、免許不交付となった場合、契約段階で弊所が預かった着手金をお客様に全額返金させていただき、残る報酬を請求することはありません。

免許不交付となった場合において、弊所の業務遂行に重大な過失がない限り、損害賠償の籍に応じかねます。

本件に関するお問い合わせ

代々木国際行政書士事務所 担当：長井

Email nagai@yoyogikokusai.com

電話 03-5304-8076



「基本料金のご案内」に定義される業務基準は以下の通りとなります。

標準業務基準以外、又は基準を超える業務については別途、加算基準に基づき報酬を加算させていただきます。

標準業務基準

業務項目	標準業務基準
宅建業免許申請	東京都知事に対する免許申請書作成業務 事務所写真撮影業務
宅建協会加入手続	東京都宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会東京都本部への加入手続
保証協会加入手続	全国宅地建物取引業保証協会東京本部又は不動産保証協会東京都本部への加入手続
会社設立	取締役 1 名 株式会社又は合同会社の設立に当たっての定款作成、定款認証の代行業務
書類収集代行	取締役 1 名分 身分証明祖、登記されていないことの証明書の取得
WEB サイト作成	プログラムソフトウェア WORDPRESS にて作成するものとし、トップページを含めた総ページ数を 10 ページ程度の標準的なコーポレートサイト。WORDPRESS のテーマの選定は、弊所が著作権を有するテーマに限るものとなります。WEB サイト運営の前提となるサーバー契約、ドメイン取得費用は別途お客様のご負担となります。

報酬加算基準

上記の標準業務基準以外の業務については、以下の加算基準による報酬加算をさせていただきます。

本加算基準にない業務については別途ご相談ください。

業務項目	報酬加算基準
宅建業免許申請	東京都以外の知事免許 + 30,000 円 国土交通大臣免許 + 50,000 円 役員 1 名増加につき + 20,000 円
宅建協会加入手続	東京都以外の宅建協会 + 20,000 円
保証協会加入手続	東京都以外の保証協会 + 20,000 円
会社設立	役員 1 名増加につき + 10,000 円
書類収集代行	役員 1 名増加につき + 10,000 円
WEB サイト作成	サイトページ 1 枚増加当たり 5,000 円 不動産検索機能を追加する等については、別途お見積りをさせていただきます。 サイト保守管理 1 か月 10,000 円 (サーバー代含む)

本件に関するお問い合わせ

代々木国際行政書士事務所 担当：長井

Email nagai@yoyogikokusai.com

電話 03-5304-8076



各プランの対応業務と報酬表

標準業務基準に基づく各プランに含まれるサービスと業務報酬は以下の通りです。

宅建業（新規） 東京都知事免許

	業務報酬 (税込)	サービス概要
会社設立プラン	92,000円	・会社設立サポート業務 ・宅建業免許申請業務 ・協会入会手続き代行業務
標準プラン	東京都22区外 52,000円	・宅建業免許申請業務 ・協会入会手続き代行業務 ※事務所の写真撮影業務も含まれます！
	東京都23区内 42,000円	
簡易プラン	32,000円	・書類はご自身で作成するプラン ・宅建業の免許申請全般のアドバイス業務 ・書類作成のアドバイス業務

宅建業（新規） 東京都本店 大臣免許

	業務報酬 (税込)	サービス概要
会社設立プラン	182,000円	・会社設立サポート業務 ・宅建業免許申請業務 ・協会入会手続き代行業務
標準プラン	東京都23区外 93,000円	・宅建業免許申請業務 ・協会入会手続き代行業務 ※事務所の写真撮影業務も含まれます！
	東京都23区内 83,000円	
簡易プラン	52,000円	・書類はご自身で作成するプラン ・宅建業の免許申請全般のアドバイス業務 ・書類作成のアドバイス業務

※上記は、支店が神奈川県、千葉県、埼玉県の場合の報酬表です。(以下同)

その他手続き

手続き内容	業務報酬 (税込)	手続き内容	業務報酬 (税込)
大臣免許更新	192,000円	免許換え（他県から東京都）	62,000円
知事免許更新	52,000円	各種届出（宅建業・取引士）	個別ご相談ください

本件に関するお問い合わせ

代々木国際行政書士事務所 担当：長井

Email nagai@yoyogikokusai.com

電話 03-5304-8076